

極秘

公職選挙法第一〇四号

昭和二十五年五月二十六日

公職資格審査委員会事務局長

伊 藤 祐 二 郎

内閣総務大臣吉田茂殿

第九十七回委員会状況報告について

標記の件左の通り報告する

二日 時 昭和二十五年五月十九日（金）自十三時半至十六時半

出席委員 委員長、秋山、北沢、小林、小倉各委員

出席 森重千夫等三一九名の件について慎重審査の結果別添の

通り「特免する」者一〇三名、「特免しない」者二一六

名と決定した。

総 理 府

裏面白紙

25.5.26

付受



電務局長

電務局長としての職務  
期間は5月の任期満  
了あり而してその間を論  
指直の主筆的担任に  
したかった

整理番号	氏名	職名	事項	判定
一	三二四 森 勤 夫	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	
二	一〇二 田 中 毅 男	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	
三	一四二 柳 孝 太郎	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	
四	二〇二 内 藤 治	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	
五	三〇二 水 谷 大 郎	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	
六	三二四 田 大 助	高州國官吏 振務者振南局長 他二項目	特免しない	



○社性格も比較的  
長好且つ同人は稀  
集に因りて  
○同人の理事の地位は  
法律上の地位ではなく  
社の重要方針の決定  
に参りていり、同人は  
主として營業方面を  
担當してゐた  
○同人は主筆の地位に  
つていり、編輯記  
者の立場であつた  
○指定の編集局長は  
誰か同人は編集局  
次長の地位にあつた  
○編集局長の職務  
的の地位は構つては  
ない  
○同人の次長の地位は  
名目のみ人事部長  
の職務に専らし次長  
として御事に關與して  
ない

○地方紙であり同人は  
短評欄を専ら持つ  
たため次長として  
の職務に携はらな  
かつた  
○編集局長は、その  
かつ同人は主として日本  
工業新聞の全營に  
従事してゐた  
○同人はその地位も  
低く次長としての備  
集の指導権を有し  
なかつた

97-II

担当 番号	受理番号	氏名	該 当 事 項	判定
1	一 二 二 六 五 〇	三 谷 壽 生	大阪今日新聞社編集局長、主幹 兼編集局長	特免しない
2	一 一 五 五	中 島 及	編集次長、論説部長	特免する
3	一 四 〇 七 九	早 島 喜 一	夕刊大阪新聞社取締役兼 専務取締役兼 取締役兼 編集局長	特免する
4	一 四 〇 七 九	早 島 喜 一	夕刊大阪新聞社取締役兼 専務取締役兼 取締役兼 編集局長	特免しない
5	一 四 〇 八 三	鷲 谷 武	取締役兼 編集局長	特免しない
6	一 八 七 一 四	鷲 谷 武	取締役兼 編集局長	特免しない
7	二 六 五 四	水 未 成 計	神戸新聞社編集局長兼 整理部長	特免する
16	三 〇 三 三 二	佐 藤 新 衛	中外商業新報社取締役兼 營業局長	特免する
17	二 九 九 二	山 口 喜 一	北海タイムズ社取締役支配人 翼賛政治体制確立協議会 北海道支部構成員	特免しない
18	五 四 三 二	大 宮 伍 三 郎	名古屋新聞社専務理事	特免する
19	K 二 二	小 林 海 音	文筆	特免する
20	一 四 二 五	後 藤 喜 間 太	報知新聞社編集局長	特免しない
21	一 七 二 六	松 山 幸 遠	"	特免する
22	一 三 二 〇	保 見 國 治	新愛知新聞社編集局長	特免する



短期  
一丁  
〇  
七

郷軍分令表

5	4	3	2	1
一六二七八	二〇三三八	二七二七二	二一五七三	二二二七八
長倉嘉重郎 明三五	松本満栄 明三三	伊藤喜一 大三	今井正弘 明四一	廣瀬兼義 明三四
三月六日	三十四日	三月八日 四月一日 通算 六月二日	三月四日 三月八日	三月一日
二〇、四、六	十二、八、一	十八、九、一 十九、九、一 十六、二、二 十六、二、二	二〇、九、三 二〇、九、三 二〇、八、五	十二、七、七 十二、七、九 十二、七、九 十二、七、九
本庄市 本庄分令	三井楽町	米山村 宮城縣	磯城郡聯合分令 織田村 奈良縣	山梨縣 穂坂村
		特免する		

17-II

17-II

10	9	8	7	6
三三六〇二	二三五八四	二三四二二	二三五九五	二二三二五
小尾鴻太郎 大ニ	野村克次 明四二	西岡義三郎 明四〇	中山源三郎 大四	中村勇 明三四
五月十四日	三月	四月十四日	三月八日	三月二日
十九、九、一 二〇、二、五	二〇、四、一 二〇、五、三	二〇、四、一 二〇、八、五	二〇、六、六 二〇、八、五	十二、七、七 十二、七、一
山梨縣 津金村	山梨縣 中治市 分令	山梨縣 友生村	山梨縣 城南村	山梨縣 一宮村
		特免する		



20 二六六七三	19 二八一〇四	18 一六三七四	17 三二八六六	16 三八一三〇
坂上三治 大田	坂本竹次郎 明三十七	坂本勝雄 明三八	小澤豊 明三十九	小笹常治郎 大ニ
育二〇日	二月一日	三月十日 通算	四月十日	四月十日
十八、三、五 十八、九、五	二〇、六、十 二〇、八、五	六月八日 十九、八、一 十九、九、一	十六、四、一 十六、八、三	二〇、四、二 二〇、八、五
大阪府 磯長村	京都府 新神足村	静岡県 沼津市 下志賀分會	山梨県 日野春村	京都市 朱雀 九学区
		特免する		

15 二五〇四三	14 二八一三四	13 二三六八五	12 九二六五	11 二二七〇三
奥野常藏 明三十三	奥田弘 大五	岡本祐憲 明四二	小河原昭隆 大田	小尾敏 明四〇
三月七日	四月二日	五月二日	六月五日	四月十日
十三、七、八 十三、九、四	二〇、三、三〇 二〇、八、五	十九、三、三〇 十九、九、二	十九、元、五 二〇、四、十 (六五)	十九、三、三二 十九、八、五
三重縣 松尾村	京都市 稚松学区 分會	三重縣 連合分會	埼玉縣 吉田村	山梨縣 津金村
		特免する		



17-II

30	29	28	27	26
三三七一三	二八三九一	二五一三七	三三八六一	三三八六三
鈴木直正 明三八	鈴木一郎 明四二	新谷眞澄 明三二	篠原祐雄 明四一	進藤光雄 明四〇
八月五日	八月一日	二月十五日	六月十五日	三月四日
三三三七 三八八五	三三三二 三四二〇	二六六 三八八五	十四四 十四十三	十七四 十七七五
三重県 有宮村	京都府 富本村	三重県 木本町	山梨県 多麻村	山梨県 大泉村
		特免する		

17-II

25	24	23	22	21
二八一四	二八四一六	二八四〇一	二七八四八	二三一九〇
澁谷政治郎 明三七	芝高明 明四三	瀬尾七郎 明三八	佐々木俊一 明四二	佐野恒蔵 明四五
三月十四日	二月六日	四月十三日	三月十四日	一月十五日
二六八五 二六八五	二五三一 二五五七 (志)	二四四一 二八八四	二〇五一 二〇八五	二五五二 二七五〇
京都府 三河内村	京都府 大住村	京都府 川上村	宮城県 栗村	山梨県 薄沢村
		特免する		



40	39	38	37	36
二八七二一	二八四〇〇	二八〇八四	二七七〇四	二八六九八
田中清次郎 明四四	田村正 明三八	田村重雄 大五	瀧野松吉 明二五	高屋喜作 明三七
二月十四日	二月	一月十八日	三月十四日	二月二十三日
二〇四一 二〇六十五	十四三三 十四三三	十九九二 十九九二	二〇五五 二〇八十五	十二七 十二九三 (百重)
大内学区 京都市	長善村 京都市	湊村 京都府	宮前村 三重県	胡麻郷村 京都府
		特免する		

35	34	33	32	31
四三四	二八三二六	三五九五	二八四八五	三三四八
鷹巢仙治 明三四	高岡忠久 明四〇	高橋仁助 明四〇	高田良一 大元	多賀英裕 明二八
四月十四日	十八日	五月二十五日	三月十五日	三月二十六日
二〇四一 二〇八十五	十三七 十三七	十八六一 十九五六	二〇三六 二〇六一	十九五 二〇三三
愛知県 豊岡村	京都府 井手町	千葉県 高根村	京都市 朱中	三重県 中郷村
		特免する		



97~II

50	49	48	47	46
三五八	六三六	三三四〇	六三九	毛三三
宇都宮 明三十三	鶴見 明甲三	上田 明三	内田 明四三	内田 明甲
一月 三日	三月 二日	八月 八日	六月 二日	四月
三八七 三八〇	六四五 六八五	二七七 三八五	六三六 五五〇	西五五 西五五
魚沼 前	京都 前	三重 前	京都 前	大阪 前
		特免する		

97~II

45	44	43	42	41
百〇八	六七八	八五八〇	三三九	六三五
内田 明三十一	内田 明三十三	上野 明甲三	鳥谷 明甲一	谷口 明三十九
四月 一日	四月 四日	五月 五日	四月 一日	一月 三日
七三三 七三三	五八三 五八三	三三三 三三三	三三三 三三三	三三三 三三三
福井 前	京都 前	京都 前	三重 前	京都 前
		特免する		



97~II

60	59	58	57	56
一五八三	六三三三	三三三〇	三三三三	三三三六
吉川 明早	吉川 大元	西沼 明早	山不 明早	山根 明早
六月 十五日	二月 二十六日	五月 一日	三月 三日	二月 三日
三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三
奈良 新	京都 紫竹	山梨 秋山	三重 七重	鳥取 所子
岩屋 食料品製造業 上第				

特免する

97~II

55	54	53	52	51
六三三三	六三三六	三三三三	六三三三	三三三〇
山本 大正七	山本 明早	山田 明早	鷺原 明早	若林 明早
四月 十四日	五月 十四日	五月 十五日	二月 五日	二月 九日
三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三
京都 雲畑	京都 舞鶴	福井 三ヶ所	鳥取 勝部	山梨 持和

特免する



70	69	68	67	66
七三三二	八九五二	一〇六三七	一九九二〇	二五五四六
加藤 昌訓 明四四	鹿庭 充永 大五	金子 彦吉 明二九	伊藤 正 大四	井上 嘉彌太 明三三
分会長 一月三日 一年二月 連合会長 一年四月	七月 十七日	二年	九月 二十四日	九月 十八日
十三、七、七 十七、四、一 十八、六、一 十九、八、四	十九、八、四 二十、三、三 (志)	十二、七 十四、七	十八、一、一 十九、七、五 (志)	十九、八、六 二十、六、四 (志)
栃木縣 富田村 富田町 安蘇郡連合分會	埼玉縣 小原村	長崎縣 鹿町村	静岡縣 北山村	愛媛縣 松山市 道後分會

特免しない

65	64	63	62	61
一五九一八	二九四二六	八四三〇	一四五六六	一七〇一六
池本 兼一 明三三	池田 盛秀 明四五	井出 彌代治 明三五	林 喜智郎 明四四	五井 佐一郎 明三九
分会長 一年 分會長 四月八日 分會長 一年四月	一年 二月	一年 九月	二年 三月	十月 二十六日
十三、七、三〇 十四、八、三 十四、九、一 十五、一、九	十九、六 二十、八	十八、十一 二十、八	十八、五 二十、八	十九、五、六 二十、四、二四
北海 空知郡 三笠町連 合分會長	北海 空知郡 三笠町連 合分會長	北海 空知郡 日吉分會	愛媛縣 今治市 日吉分會	新潟縣 十日町村

特免しない



80	79	78	77	76
一四三九六	二五〇八四	一六二〇九	二五五三三	二二六八九
中岡 明四四	中尾 武左 明三九	中野 重敏 明四一	仲島 干秋 大六	中込 嘉四郎 明三四
分会長 八月三十一日 復代行 九月八日 分会長 十月三十一日 分会長 十一月三十一日	二年 五月	二年 九月	二年	十月 十三日
二九四八 二九四九	二八三 二八八	一四、五 一七、二	一七、四 一七、三	一四、二 一五、一
長崎縣 南串山村	三重縣 柳原村	靜岡縣 伊豆長岡町	愛媛縣 松前町	山梨縣 落居村
		特免しない		

75	74	73	72	71
一七〇三三	二二八七四	二二九〇二	二七八七〇	二四〇〇五
永井 重治 大八	水口 勝之 明三五	町屋 精 明二九	工藤 豊太郎 明三四	鍛代 教言 明三七
三年 四月	分会長 一月六日 翼田 三月三日	九月	二年 四月	十月
一七、四 二一、八	一六、一 一七、二 一七、七 一七、三	一三、八 一三、五 (元七)	一八、四 二八、一	一九、六 二一、三
新潟縣 新津町 阿賀浦満	山梨縣 千塚大宮 同右翼田 同右翼田 同右翼田 同右翼田	青森縣 浦野館村	北海道 厚田村	神奈川縣 高都屋村
		特免しない		



90	89	88	87	86
一五四三四	一六一一三	二五〇八〇	二八六二六	二三〇四八
おおた 太田 えい 榮作 明三六	おおむら 大村 たけ 武夫 明四一	おくやま 奥山 やす 安藏 明三五	おくだ 岡田 かき 薫 明四五	おまべ 岡部 や 彌平 明二九
十一月	二年 二月	一年 七月	八月	十一月 十四日
分會代理 十二、九 十三、七	十五、四 十六、六	十五、一 十六、八	十九、四、九 十九、三、九 (応急)	十九、九、一 二十、八、五
中川根村 静岡縣	稲生澤村 静岡縣	長島町 三重縣	京都府 福知山市 修善分會	群馬縣 前橋市 才八分會
		特免しない	畧下 陸軍大尉	調査表—郷軍事項記載 なし

85	84	83	82	81
二三五〇一	一五四〇〇	二九五二七	二二八六六	二三二二五
のり 野々 さぶ 三郎 明四二	ねがみ 子上 こう 孝吉 明四五	ねす 那須 たけし 雄 明四一	なか 中澤 たけ 睦 明四〇	なか 中澤 まさ 正夫 明四一
二年	一年 二月	一年 五月	一年 五月	一年 十月
十四、四、一 十六、三、一	十八、四、一 十九、六、一	十八、二、一 十九、七、九	十九、三、八 二十、八	十五、五、三 十七、三
三重縣 西藤原村	静岡縣 原里村	北海道 美幌町	山梨縣 登美村	山梨縣 小笠原村
		特免しない		



99-II

100	99	98	97	96
三七八五二	二七九九八	三六一七八	三五五四〇	二七四四七
佐藤直好 明三五	佐藤長之助 明三五	筈野源三 明三九	佐々木鉄逸 明三五	櫻井友吉 明三五
九月	一年八月	二年十一月	三年	四年二月
十九八、一 二〇、四、三〇	十八十二 二〇、八	十七、四 二〇、三	十六、六 十八、八 (三月八月) (十一月三) (四月十日) (五月十五)	十六、六 十八、八
宮城県 一栗村	宮城県 高清水町	静岡県 蒲川町	愛媛県 寒川村	北海道 上砂川町

特免しない

99-II

95	94	93	92	91
三三二〇八	三七八五五	三三三三四	二七、六七〇	三八八五一
櫻井隆敏 明三九	榊政雄 明四〇	小澤基之 明三九	大山三藏 明四〇	大山密作 明三六
十一月十七日	二年十月	三年十月	七月	四年二月
十六、六、十四 十七、二、一	十三、十、三 十三、七、二 (三月) (七月) (九月)	十三、七 十七、五	十三、四、一 十三、十、三	十六、四 二〇、六
山梨県 忍野村	宮城県 岩出山町	山梨県 柏村	宮城県 七宿村	長崎県 中津良村

特免しない



97-II

110	109	108	107	106
一五二六三	二五五三九	二三八五一	二七四五〇	一五八八三
四宮 明四三	篠原都夫 明四一	篠原博夫 明四一	柴田昇 明四一	芹澤高使 明四二
二年一月十九日	一年十月十九日	一年七月十九日	十月十五日	一年二月十九日
十八日	十七日	十九日	十八日	十八日
静冈県 広幡村	愛媛県 妻島村	山梨県 上手村	北海道 市来町 分會	静冈県 浮島村

特免しない

97-II

105	104	103	102	101
一五三三五	二三〇六九	二七八〇九	二七八〇〇	二七五七七
瀬川年夫 明三〇	澤田進 明四一	佐藤善兵衛 明三七	佐藤豊雄 明三一	佐藤威 明二八
二年二月十四日	一年十月十九日	三年十一月二日	四年二月十六日	二年八月十五日
十三日	十七日	十六日	十七日	十三日
静冈県 内浦村	群馬県 美九里村	宮城県 生出村	宮城県 富岡村	宮城県 栗駒村

特免しない



97-II

120	119	118	117	116
二七四九	一五三八	一五六〇	一五六一〇	一五二四八
高田喜太郎 明三五	鈴木彌一郎 明四三	須永覚 明三八	角野重雄 明三四	杉山豊 明三九
三年四月	一年三月	二年	一年一月	四年十月
十七、四、八	十八、三、六	（十三、三、九） （十五、三、三） （二十、三、一） （二〇、三、四）	十六、九、十	十五、十、八
北海道 北空知 連合会	静岡県 篠原村	群馬県 安女村	群馬県 大間々町	静岡県 大仁町

特免しない

97-II

115	114	113	112	111
二七五七八	二八〇一五	二七九九九	二五〇八七	二六九四
菅原廣 明四三	菅原圓次郎 明四二	相馬高 明四四	庄山清松 明三七	塩澤信昌 明三四
三年三月	九年九月十七日	一年十一月	一年二月	十月十九日
十三、四、七	十八、三、三 十九、一、七	十八、九、八	十九、六、八	（十三、三、三） （十二、三、三） （五、三、三） （二、三、一） （三、七、一）
宮城県 富野村	宮城県 岩崎町	宮城県 津久毛村	三重県 波瀬村	山梨県 宮原外二 村組合会

特免しない



130	129	128	127	126
三三四三	三〇八	五九七	三〇四	三〇八
田中猿太 明四一	田村定吉 明三七	友田碓太 明三七	富田甚五郎 明四一	谷田穰 明四三
一年	二年	四年 八月	二年	三年 二月
五三三三 五四一	五三三 五三	三三八 五三三	五四 五三	五〇 五三
友生村 三重県	群馬県 宮城村	群馬県 天元村	群馬県 長柄村	福井県 次浦村
		特免しない		

125	124	123	122	121
三三三三	二五〇一	三〇〇二	三〇〇九	三〇八七
田草川漢三 明三三	滝鼻楠松 明三七	高崎貞美 明四一	田島清一 明四二	高木若兵衛 明三九
四年	三年	四年	二年 一月	二年 三月
五三 五二	三四 三三	五四 五四	五六 五四	五八 五五
山梨県 一宮村	三重県 立神村	群馬県 大馬村	群馬県 豊城村	福井県 大虫村
		特免しない		



97~II

140	139	138	137	136
六九〇	七四五	七八九〇	二五五三六	八二八九
野白中太郎 明三十四	甲野福春 明三八	梅村昇 大正三	馬越安春 明三十一	上田久 明三八
十月 十九日	五年 五月	五年 五月	二年 八月	二年 七月
五六一 三四三	三七 三三	五三 三八	三三 五三	八一 三八
京都府 南秋村	北海道 深川町	愛知県 楽田村	愛知県 大山村	愛知県 丹波村
		戦傷 左眼は義眼で死した		

97~II

135	134	133	132	131
二二八九六	三〇二	三〇三三	三三九〇	三三七七
上田正 明三五	常見清藏 明四十	塚越武八 明三十九	丹澤孫吉 明三十八	田中豊 明三五
一年 三月	一年 二月	十月 廿日	十一月	二年
三三 五三	八二 五八	五二 三八五	八二 六三	二二 六二
山梨県 宮原村 外三村	群馬縣 強戸村	群馬縣 倉田村	山梨県 上野村	山梨県 篠尾村
組合分會		特免しない		



150	149	148	147	146
三五〇四六	九七四八	一六一二二	一六七〇四	二八四八八
山口藤太郎 明四二	山路新一 明三二	山田耕吉 明三八	八木正作 明三六	渡辺米造 明二九
四年三月	五年三月	三年	十月十日	八月十日
十六十	十五、四、八	十五、四、一	十三、七、五	十六、十、三
須賀村	魚島村	西貝村	加茂村	東八田村
		特免しない		

145	144	143	142	141
二二七〇六	二五二八九	二五〇七九	二八三八五	二八九一五
渡辺一雄 明三八	渡辺懐光 明三九	脇志三郎 明三三	和田竹二 明四一	浦地久實 明三四
一年	八月十日	二年五月	二年八月	十月十日
十八、三、一	十七、八、二	十四、十二	十七、十二、八	十四、三、五
鳳来村	山梨町	長島町	中和東村	和歌山村
		特免しない		



97-II

160	159	158	157	156
三四〇六二	二八六三二	三三三六六	二八三三〇	二五〇八六
横山次右三 明四一	守中俊二 明三五	守井正三 大三	安田左助 明三二	山下政吉 明三八
二年	三年	三年十月	八月四日	二年十月
十五、七 十六、六	十七、一 二〇、一	十八、四 二〇、三	十二、七 十三、三	十八、十一 二〇、八
福井縣 西安居村	京都府 紫竹学区 分會	京都府 雲ヶ畑村	京都府 市場村	三重縣 阿坂村

特免しない

97-II

155	154	153	152	151
二二六二一	二七七〇二	二八三六六	二四八三九	二八三六九
山根憲 明三六	山本榮雄 明二五	山本清治郎 明三八	山川滝治郎 明三八	山口新一 明三九
二年九月	二年三月	二年八月	八月	二年月
十四、四 十六、一	十五、四 十六、七	十六、七 二〇、三	十九、八 二〇、四、十五	十九、三 二〇、四
鳥取縣 宇田川村	鳥取縣 東郷村	京都府 大原村	奈良縣 五ヶ谷村	京都府 綾部町

特免しない



主任代理的  
短期かつ極的  
活動がなされた。

161	三五四六七	天沼 廣吉	七月	十六九一 十七三三	群馬県 新里村	略 農 業 任 長 特 免 する
-----	-------	-------	----	--------------	------------	---------------------------

前分会長、急死の後、その残任期間を就任。短期間で何等活動はなかつた。

162	一三五九一	神戸 昇次	七月 十月	十五三三 十五三三	長野県 筑摩地村	略 陸 軍 生 糸 特 免 する
-----	-------	-------	----------	--------------	-------------	---------------------------

知事 十五、六、一から塩尻町の石反工場に就職したので、その後工場業務に連は  
永有名無実の任任であつた。(実質的には三月二十日の任任)

163	九一四二	濱岡 渉	七月 十五日	十五三三 十六七三	愛媛県 神和村	略 農 業 陸 軍 特 免 する
-----	------	------	-----------	--------------	------------	---------------------------

知事 当村は松山市より海上四キロの三ツツ島に在り、交通不便、本人は家  
庭的に多忙で、分會活動も若衆会中の認めない。

164	九一四六	兵頭 兼行	七月 十月	二一 二八	愛媛県 二名村	略 電 氣 社 支 配 人 階 級 不 詳 特 免 する
-----	------	-------	----------	----------	------------	---------------------------------------

97-II  
知事 戦争末期で在郷の軍人少く、活動は滞差をなかつた。

主任代理的  
短期かつ極的  
活動がなされた。

165	九七三五	池田 正徳	七月	十九九一 二〇四一	愛媛県 菅田村	特 免 する
-----	------	-------	----	--------------	------------	--------

知事 十八年度の松川 風水害の復旧に協力したか、分會の活動はなかつた。

166	一六〇三	柿 忍 幸市	七月 十月	二〇八一 二〇八五	群馬県 佐貫村	略 農 業 階 級 不 詳 特 免 する
-----	------	--------	----------	--------------	------------	-------------------------------

知事 本人は一介の兵であり、分會員は無力の本人の声をさかす、分會及  
分會長ともに機能停止、何等活動なし。

167	再着 八十六回 三三八四九	宮川 定徳	七月二日 七月二日	十八三三 十九七三	山梨県 穂坂村	略 農 業 階 級 不 詳 特 免 する
-----	---------------------	-------	--------------	--------------	------------	-------------------------------

農 業  
陸 軍 曹 長  
出 来 な かつ た  
村 長 証 明 あり



165  
 二九六四一  
 宮原憲治郎  
 明二二  
 九月  
 一四五一  
 一五二一  
 北海道  
 美深町  
 町會議員  
 農會長、名譽職  
 陸軍上等兵  
 特免しない

知事  
 就任事情が特殊なものであり後任分會長詮衛に紛議を生じたためそのとりまとめ  
 役として就任し証あり且老齡(当時五十一才)でもあるので名儀のみで、實質  
 的活動不可能

在任比較的  
 短期かつ積極的  
 活動が  
 167  
 九四五二  
 木田勝司  
 明三九  
 七月  
 八九一  
 一四四一  
 埼玉縣  
 武里村  
 農業  
 陸軍軍曹  
 特免する

短期  
 97-2  
 170  
 二九八二  
 那須卯之助  
 大元  
 二月  
 二三日  
 二〇、一〇  
 二四、一三  
 初教山縣  
 田辺市  
 元町分會  
 特免する

會務は家事上の都合で副分會長以下が處理し本人は短期間は何等活動は  
 なかった

調査表の誤  
 記に誤り  
 171  
 三〇三五  
 西田保治  
 明四四  
 七月  
 二五日  
 一五、二二  
 一六、七〇  
 大阪府  
 寢屋川町  
 農業  
 寢屋川町分會副長  
 特免する

知事  
 (二五、四、一)分會長は白井吉太郎であつて本人は副分會長であつた。  
 又して副長としての在職期間は七月であつた然るに本人は昭和二四、八、八寢屋川町南地区  
 農地委員各員立候補予定者として資格審査申請の際調査表に分會長と誤記をして提  
 出した。これは調査表提出のとき期日が切迫したため本人の原稿により妻に代筆させ  
 自己は多忙で外出したため副長を分會長と誤記をして提出したものである。  
 本人は副長としても分會の任事には殆んど従事しなかつた。

在任比較的  
 短期かつ積極的  
 活動が  
 172  
 四七四三  
 大崎茂樹  
 明四三  
 七月  
 十四日  
 二〇、六一  
 二八、一五  
 愛媛縣  
 喜佐方村  
 農業  
 陸軍兵長  
 特免する

特別な活動はなく會務は他の役員が處理した



右翼関係 (一)

四〇六六	桑原 鐵雄	赤誠会中津村支部長(任四員)	特免しない
------	-------	----------------	-------

理由  
 (1) 親睦會が改称されて武蔵町支部となったが内容は全く従来と変わらなかつた。  
 (2) 親睦會で演説会、講演会等を開催したことは一回もない。

一〇七二	宮藤 芳太郎	赤誠会福岡縣 戸畑支部長、副支部長	特免しない
------	--------	----------------------	-------

理由  
 (1) 全支部の幹部となつたことなし  
 (2) 十四年入党以来、二回大會にお席したのみで、外には別に任務を與えられたこともなかつた

二六九四七	小澤 恒幸	赤誠会北海道 留萌支部長	特免しない
-------	-------	-----------------	-------

理由  
 (1) 留萌町には全支部の支部がなかつた。  
 (2) 従つて支部長にも就任しなかつた。  
 (3) 有力な会員ではなかつた。  
 (4) 十八年八月脱會した。

27~IV

一八七〇五	田淵 巖	赤誠会兵庫県須磨支部 準備委員	許す 特免しない
-------	------	--------------------	-------------

理由  
 (1) 準備委員で付なかつた。  
 (2) 入會在二三月位で除名処分が附された。

三〇四八	高木 貞太郎	赤誠会静岡果忍津支部長	特免しない
------	--------	-------------	-------

理由  
 (1) 肺炎病に侵され殆んど病床にあり、支部長は名儀のみで積極的活動は勿論全くなし  
 (2) 出席したことはない。

四三三三	谷村 柳一	赤誠会岡山果久米支部長	特免しない
------	-------	-------------	-------

理由  
 (1) 農村の支部長として活動もなかつたが、五月支部長を罷免され更らた十八年、前  
 全會より除名された。



7 又 マ ニ ニ	田村甚藏 明三十五	東方会札幌支部長	市議員、造林業 東方会会員(十三、十一、十六、十二)
-----------------------	--------------	----------	-------------------------------

理由 (1) 中野總裁未礼を機会に十月八、廿四日支部を結成した組  
織運動に対し意見を異にし本月廿七日辞任を申出で後任が  
決定されぬためそのまゝに経過して今年十一月脱会する  
ため妻の実家の釧路市に仮寓して名実共に東方会を脱  
会した。  
知事并明 実質の伴はぬ形、式的在任であった。

8 一 八 一 三 九	大関清一 明四十四	赤誠会新潟県 中蒲原支部長	特免しない
----------------------------	--------------	------------------	-------

理由 庶務部長であり私の家を連絡事務所にしたので本部か  
らの通信も私の所へ来た関係上何時の間にか外部か  
ら支部長のように見られたと思ふ。

97 9 IV

17 一 七 一 五 四	石崎大吾 明三十五	東方会新潟県 中蒲原郡支部長	農 会農執行委員 特免しない
-----------------------------	--------------	-------------------	----------------------

理由 入会期間は僅か一年であり、單に雑誌「東大陸」の購讀をしたの  
みで、實質的活動は全然しなかつた。  
并明 (1) 本部の連絡は本人になされた。  
(2) 中野正剛を講師として時局講演会を同催した。  
總會役員会を夫々二、三回開催。

10

2 三 六 四 二	的場茂 明三十一	東方会東京部 豊島支部長	オイルシート、バックヤ 製造業 区会議員 特免しない
-----------------------	-------------	-----------------	-------------------------------------

理由 (1) 友人の勧めに依り入会その右短期間支部長ともなり又各種の  
選挙にも利用した。  
(2) 本部の運動方針又は計画等については何等參與せず、單に本部  
より送付を受け印刷物も他に配布したのみである。



11  
一七三六四七  
明四十二  
東方會兵庫果 尊合 支部長  
計理士 特免しない  
東方會普通委員 (十五人)

理由  
尊合支部は本部より結成を認められ下り従って役員もなされた  
定期刊雑誌の配布等事務奉仕と行つた。

12  
四九六六  
野瀬 木治郎  
明四十一  
又日本青年党及び  
赤誠會奈良支部の  
中心人物  
知事明 特免しない  
諸事の中を通り

理由  
(1) 尊合に關係したるは農民運動とす為である。  
(2) 支部の中心人物と行動を共にしたる中心人物の様に思われたる正式  
入党させず、何らの地位にもつかせなかつた。

13  
一三一三六  
中澤 司  
明三十五  
赤誠會長野果手尾村分會長  
特免しない

理由  
年長と理由に分會長に就任せしめられた。  
知事明 (1) 一四十一(廿八)分會長在任  
(2) 活動は比較的低調である。

27~28  
14

27~28  
一五四一七  
山田 義人  
明二十七  
赤誠會熊本果天草支部  
副支部長  
佐伊津分會長  
特免しない

理由  
(1) 副支部長に推されたが何ら關係せしなく只一回座談会出席したのみ  
(2) 分會長に推されたが一回果支部役員講談会と開いたのみであった。

實際は食糧増  
進本部員にすぎ  
ない

15  
九〇六八  
山田 善作  
明三十六  
赤誠會委員職に在りて同志の  
糾合にあつてゐた。  
特免する

理由  
(1) 食糧増進の方針は其時、食糧増進の主旨とする原案、週期、通期、施  
肥法の研究と行い、戦時下の増産には全方法に依る外なしと全案を糾合して  
増産共勵委員の責務を遂行したもので政治、思想方面には最も肉與したまの  
知事明  
(2) 十年頃、橋本欣五郎の青年に送るの書に讀み感懐、平黨員として入  
党、十二年四月食糧増進委員とされた。  
(3) 活動状況は食糧増進のみで政治的活動を行はざりし。



16

1-2-3-4-5	佐賀 眞吉	赤誠會秋田県北秋田支部長 翼社厚葉町団長 約四月(一九一九年)	特免しない
-----------	-------	---------------------------------------	-------

理由  
赤誠會関係北秋田支部には支部組織はなかつた。  
翼社関係は名目的団長であり、就任後直ちに辞任を申出たが後任者の選定を見ず一月十日迄経過した其間一回の会合も実践運動もなかつた。

17~18

5-天-之-四	関 豊	赤誠會長野果松本支部長	特免しない
---------	-----	-------------	-------

理由  
本部より私に對し社長等の許可証なく優秀なる社長としての人材を求め、このうち赤誠會が解散した。

17

3-九-七-八	山 三藏	赤誠會荒川支部長 荒川八紘社長	特免しない
---------	------	--------------------	-------

理由  
赤誠會に入会したが私の思想と全く反對であることと責任を以て只管自分の開設した八紘社に用筆して自己の主張の完成を計った。

20

1-八-1-四	三浦 稔藏	赤誠會新潟県北蒲原郡 荻長(元研支部長)	特免しない
---------	-------	-------------------------	-------

理由  
名目のみであり、實際の遂行は長谷川政一郎君がやつてゐた。



21 一四三八 館野 賢  
明 三十八  
赤誠会 栃木県前橋支部  
副支部長  
特免しない

理由  
労働組合が解散せられたので再起を計る目的で電気労働者と代表し  
副支部長の職に就いた。  
しかし我々の意図は漸く八日で全會を脱退した。  
野中 明  
副支部長 (五五二二〇十六三)

22 一七二五三 田村 直三郎  
明 三十五  
赤誠会 新潟県北蒲原郡  
水原 整次  
特免しない

理由  
野中 明  
整次が天と地とを自ら身で意識せず知らぬ人も多かた程で活動は何もなし。  
水原 整次 (五五二二〇十六三) に就任した。

23 二二二二〇 関 友次郎  
明 四一  
赤誠会 石川県石川郡支部長  
日赤社 法任所 团长  
一年 (一七四一八三)  
特免しない

理由  
赤誠会 関係 目的 团长で活動なし  
翼社 思想的に相違なく金然活動なし  
は務めとなく金然活動なし

24 八〇一三 白川 錫務  
明 三十五  
赤誠会 神奈川県横浜支部  
中込 支部長  
許  
特免しない

理由  
野中 明  
横浜支部長と一た覚えはない。  
実質的には在職したものと認められる。

25 二四二八三 田村 弘志  
明 三十八  
赤誠会 山梨県東八代支部長  
特免しない

理由  
野中 明  
十五年十月支部長となり十七年十月支部解散  
副支部長で具体的活動なし。



右翼関係

理由	1 三〇三六五	しょうむらやすお 正村保雄	赤誠会長見島史良支那 篠中分会長	特免しない
----	------------	------------------	---------------------	-------

理由  
 (1) 十五年春知人である竹内保太郎氏の薦めで入会した。其の翌日大陽大日本支那の会員に転身して愛知との事で承諾し、そのと介会長の辞令を聞かなくもつて来た。  
 (2) 講習會に一回出席した。  
 選挙期に竹内から復讐した所、篠中氏には何会もなかつた。本人は新聞の記者三原頼一にたいして介会長の依頼した記憶はないとの事である。  
 (3) 本人は町内で非常の評判よい。

理由	2 一五六九〇	よかまこ まるいちろう 彌巻萬七郎	赤誠会幹事見島史良支那支那分 長 及赤誠村分会長 郷軍 赤誠村分会長 支那(共、六、一五)	特免しない
----	------------	----------------------	---	-------

理由 未だ関係  
 役名を不詳な所手に入れたものであり、私は會費は勿論、振込等の運動はしなかつた。  
 郷軍  
 選挙期に三井物産に人なく、是をなく事務より介会長として就任した。指導的立場ではなかつた。  
 選挙期 本人の申請理由が事実と認められず。

77~IV

理由	3 六〇五二	ごとう かおる 佐藤 薫	赤誠会北海支那支那分 赤誠支那支長	特免しない
----	-----------	-----------------	----------------------	-------

理由 名目のみで、賦活動とは不適任であり、無力であった。

理由	4 一九七〇八	そわの さくま 染野 繁喜	赤誠会分派 中野支那支代理	特免しない
----	------------	------------------	------------------	-------

理由  
 (1) 赤誠会員でなかつた。  
 (2) 一方的に支那支代理の辞令を来たが、会費を義思想に喰ひ違ひがあり引受けなかつた。  
 (3) 支那支代理の指導は、故清文雄が直接行つた。

理由	5 一八八一	おの たかひさ 小野 唯三郎	津島明倫分会長	特免しない
----	-----------	-------------------	---------	-------

理由 本人は名目的な会員であつたものと認められ、当時における行動其の他より見て支那支代理であるとは断定され得ない。



6

理由	三二七九	小電達一部 明三三	明倫会聯合会 常任理事	特免しない
----	------	--------------	----------------	-------

7

理由	八八九二 再調(甲)	九下 葉朝 明三一	明倫会 吳支評 本備会 本部 連絡員	特免しない
----	---------------	--------------	-----------------------	-------

8

理由	四五六五	高橋 慶藏 明三二	明倫会 仙台支評 (宮城県) 常任幹事	特免しない
----	------	--------------	------------------------	-------

97~107

理由	二二三三	西山 傳一 明三〇	明倫会 山梨県 甲府支評 評議員	特免しない
----	------	--------------	---------------------	-------

10

理由	一七三九六	石田 秋雄 明三二	東方会 兵庫 采洲 支評長 (同左)	特免しない
----	-------	--------------	-----------------------	-------

11

理由	二五七一	萩原 貴光 明三一	東方会 東京都 豊島支評 幹事長	東方会 職員 (二五七) (二四五)
----	------	--------------	---------------------	--------------------------

幹事等についてはなかった。  
普通会員として入会、豊島支評長の場茂の選挙の応援をした。

川崎編集兼発行人であったことは事実であるが、その責任者は理事長であった。R社は在職中一回の決定会議にも理事等会にも列席したことがなかった。

再調(甲) (1) 興平中將が来京、吳支評設置につき協力と依頼されたが固辞し、片しかり座談会だけでもと云うのを止むを得ず十九名人員を集めた。R社の来場者もなく、散会後の座談会は一切会とは交渉を絶った。再調(甲)は主要メンバーであつたものと認められる。

華明 会議には一回も出席せず、機関紙「明倫」の送付と受け付けた程度で、名簿のみ評議員であった。事実約は向り活動がなかつたものと認められる。

当時の森支評長より名目だけの顧問に推され、支評長代理も正式命令ではなく、本人より口頭依頼されたものであり代理として何等活動してはいない。







16 二六六五二	田中義四郎 明三十一	東方会京都支部 聯合会々長	東方会京都支部長 (由二十六年) 山口農民組合京都支部長 山口大衆党京都支部長
-------------	---------------	------------------	--

理由  
専制的な本評と意見相立し十六年六月頃統制不服従として本部より除名された。其の在平部より除名は取消されたが除名以来支部長の地位を退いた。

17 二六〇七三	永山勇吉 明三十一	振東社 平支部 責任者	特免しない
-------------	--------------	----------------	-------

理由  
実質的には一回だけ講演会開催の準備と刊行物の配布、経費の徴収以外は何等の事業も行動もしてない。  
併明  
(1)文化団体としての平支部を結成した。  
(2)中野正剛の講演会の準備と刊行物を配布した程度にすぎなかった。

77 二〇六三	田中義長 明二十六	明倫会山梨支部 幹事長	特免しない
------------	--------------	----------------	-------

理由  
(1) 幹事長には就任しなかった。  
(2) 解散の申請書に幹事長代理として私の代名を使ったことかあつた。  
知事調査  
(1) 幹事長に任命されたこともなく、実質的活動はない。  
(2) 幹事長その他の役員が、山田勝治部から依頼を受け、名簿や雑録を一時預ったが誤解を招いたのでその保管を断り支部長宅へ運んだ。  
(3) 親交のあった特高課の小倉巡查部長から、全会の様相有名無実の会は解散してほしいとの話しを受け、病床の支部長に話し、処、々々、手続を調べて処理してほしいとの事、幹事長代理として解散届を出したものである。



分会長その他の  
要職にはなく実  
際活動もなされて  
19

一五、三五九	土屋平堂 明四十一	赤誠会熱海支部の 要職に任った。	特免する
--------	--------------	---------------------	------

理由 (1) 分會長支部訓練部長 山田政雄氏と西島正氏の両氏が  
私の處へ参りて下多賀区一團に會員を募集するから會員が出  
来たら分會長に任るべく小なにかと依頼された。  
(2) 其の一人も會員が出来たので私分會長にも會員にもならず  
に終った。  
知事并々

本人の申立、記録、その活動状況からその申請理由は相当信頼  
してもよと認められるが、本人が分會長でなく、活動も全然しなかつた  
という物的証據はない。

97 ~ IV

97 ~ IV

一五、六八七	綿貫三代司 明三十一	大日本生産党群馬支部 判事支部書記長 久呂保(新会(群馬)理事)	生産党員(二十) 久呂保(新会副会) (十七、九) 特免しない
--------	---------------	--	--

理由 (1) 久呂保(新会)は理事長の制度はなく、理事長には就任し  
ていない。  
(2) 判事支部書記長の職についたこともなく、主要役員として活動  
したこともない。

二、一四、〇六六	池田義秋 明三十一	大日本生産党 大阪府製地支部長	東方会(西一十五) 生産党(十五、十六) 特免しない
----------	--------------	--------------------	----------------------------------

理由 名義上の支部長で、実数は山本政則氏かといふ。



















13

四三七九	中原 松一	三年 四月	(七、七、一) 廿八、十五	(武) 岡山県 特免しない
------	-------	----------	------------------	------------------

14

四二四三	谷岡 亀美	一年 七月	(七、七、三) 十九、九、廿	(武) 岡山県 特免しない
------	-------	----------	-------------------	------------------

15

三九四七	福島 正男	二年 十月	(七、九、廿) 廿八、十五	(武) 岡山県 特免しない
------	-------	----------	------------------	------------------

97~IV

① 高粱 十八、十二、三、  
倉敷 十九、二、  
宇野 十九、三、三、  
② 三、九、十四、十九、九、二、  
五年十一月十八日  
高粱 十六、二、廿一、廿七、六、廿  
宇野 十八、三、廿五、廿九、九

97 16 IV

四三二七	小坂 田俊太	二年 三月	(七、七、一) 十九、十五	(武) 岡山県 特免しない
------	--------	----------	------------------	------------------

17

四三七八	古谷 淳平	二年 四月	(七、九、廿) 廿九、九	(武) 岡山県 特免しない
------	-------	----------	-----------------	------------------

① 宇野 十九、三、三、  
津山 十九、二、七、  
② 三、十二、十五、四、五、廿、  
五月、  
十五日

③ 警部  
④ 井原署長 十七、七、一、十八、十三、十七、  
高粱 十八、三、十七、十九、十六、十六、

④ 林野署長  
宇野 十六、七、八、一、十六、十一、廿八、  
津山 十六、十一、廿九、一、十七、六、廿、  
十七、七、一、一、廿、六、九、



18

四三三一	平田弘武	二年	四月廿四	(十八四八)	岡山県 金川支所長 特免しない
------	------	----	------	--------	-----------------------

17

四三三五	河合一太	二年	四月廿日	(十八三三五)	岡山県 岡山東支所長 特免しない
------	------	----	------	---------	------------------------

改組後短期間

四三一四	金居栄松	二年	五月十二日	(十七三三三)	岡山県 新見支所長 特免しない
------	------	----	-------	---------	-----------------------

21

四三七五	難波帯刀	二年	七月廿日	(十七九三三)	岡山県 加美支所長 特免しない
------	------	----	------	---------	-----------------------

22

四三〇九	南葉常太	二年	四月廿日	(十七九三三)	岡山県 瀬戸支所長 特免しない
------	------	----	------	---------	-----------------------

理由  
支所長は旧印に名義だけで何等の行事務活動武道の練習等は全く牛窓總社の  
の漢武場も物置として使用していた。

①新見署長(十七三三三)瀬戸署長(十七三三三)西大手(十八三三三)味野署長(十八三三三)各支所長  
②新見署長(十七三三三)瀬戸署長(十七三三三)西大手(十八三三三)味野署長(十八三三三)各支所長  
③警備部  
④警備部

①改組なし ②なし ③警備視 ④玉島署長(十七三三三)岡山東署長(十八三三三)岡山東署長(十八三三三)各支所長

①瀬戸署長(十七三三三)片六(十八三三三)總社(十八三三三)各支所長  
②(十七三三三)片六(十八三三三)總社(十八三三三)各支所長  
③警備部  
④瀬戸署長(十七三三三)片六(十八三三三)總社(十八三三三)各支所長



23

四三七六	西澤清志	二年 二月五日	(武) 岡山県 林野、勝山各支所長 特免しない
------	------	------------	-------------------------------

理由① 林野署長十八、勝山十八、三、  
林野署長十八、六、十一、廿、三、九  
② 七年七月林野全町前代未開の大木害に遭、大損害を蒙り罹災者の救護  
と復旧に忙殺、小改組も実施したの同十九年七月八月頃であった。  
③ 武徳会は御軍分會に一任し警備署と上は何れもいなかつた。  
④ 同地には永年中国人が居住して居りスバクではな、かゝる疑を保持して、この  
でこれらの者も極力慰留し署長に對しては保護を命じていた。

弓道部長

27

三九四八	岡水音三郎	一年 七月十五日	(武) 岡山県 支部弓道部長 特免する
------	-------	-------------	---------------------------

理由① 県文部改組十八、八、十  
② 弓道は私の健康上至上の趣味を以て廿年間やうきたものであり其の間に  
指道、敬音等施したことは全然ない、また弓道部長は名儀だけで何等の報酬  
を受けず人々等の秘密事項について相談を受けたこともない。  
③ 射撃には自信があつたが、段級は好まぬので段はとらなかつた。

17~IV  
25

一マ一六	築山勝久	三年 二月十四日	(武) 岡山県 成初、勝間田、笠岡 各支所長
------	------	-------------	------------------------------

26

六七一六	松儀文夫	二年 三月	(武) 岡山県 高岡分會長 富山支所長 特免しない
------	------	----------	------------------------------------

① 高岡分會である。富山の改組は十九、八、十三  
② 特高なし  
③ 高岡署長 十八、五、六—廿、五、十六  
富山 廿、五、十七—廿、六、十九



27  
 訴入  
 一〇〇九  
 杉村政教  
 卯三十一  
 一年  
 十九日  
 (文三十三)  
 (文三十五)  
 (十九日)  
 (廿六日)  
 (武)富山縣  
 高岡富山台支所長  
 特免しない

① 高岡は命令であり  
 ② 高岡署長(十八、十九、十八、五、五)  
 富山の支組は十九、八、十三  
 ③ 持高二年三月十五日  
 富山署長十八、五、六、一、廿、五、十七

29  
 四九八七  
 加地憲一  
 卯三十三  
 一年  
 五月十日  
 (十九日)  
 (廿六、七)  
 (武)愛知縣  
 木曾川支所長  
 特免しない

① 設置十六日廿六日持高十年五月  
 ② 警部の木曾川署長十九日廿一廿六、七

短期  
 97-10  
 30  
 四九八九  
 川島義光  
 卯三十七  
 一年  
 五月廿日  
 (十九日)  
 (廿八、五)  
 (武)愛知縣  
 足助支所長  
 特免する

① 設置十六日廿五日  
 ② 特高なし  
 ③ 警部  
 ④ 足助署長(十九、廿五、一、廿、廿六)

短期  
 31  
 四八三二  
 近藤慶治  
 卯三十四  
 一年  
 五月十日  
 (十九日)  
 (廿六、七)  
 (武)愛知縣  
 新城支所長  
 特免する

① 設置十五日廿六日  
 ② 特高なし  
 ③ 警部  
 ④ 新城署長(十九日、廿六、七)  
 (武)富山縣

32  
 四六六四  
 松本浅重  
 卯三十一  
 三年  
 二月  
 (廿三、廿五)  
 (廿六、七)  
 (武)愛知縣  
 瀬戸・守城各支所長  
 特免しない

① 守城の設置十五日廿六日  
 ② 特高なし  
 ③ 警部  
 ④ 瀬戸署長(廿七、一、廿六、十五)  
 ⑤ 守城署長(廿七、一、廿六、十五)



23

四九九二	水野 一重	三月十日	大八十五 十九四廿六	愛知県 大山支所長	特免しない
------	-------	------	---------------	--------------	-------

①設置 十五十六  
②持高 九月十日  
③警部 警視 瑞穂署長の時より  
④大山署長 十八一十五 十九四廿五 横須賀署長 十九四廿六 廿四廿五  
瑞穂署長 廿四廿六 廿七

短期

34

四九〇三	酒井 金一	三月十日	五廿六 廿六	愛知県 半田支所長	特免する
------	-------	------	-----------	--------------	------

①設置 十六廿六 ②持高なし ③ ④半田署長 十九四廿六 廿七

35

二九一八	白木 篁一	三月十日	十七七 廿一	愛知県 岡崎、豊橋 各支所長	特免しない
------	-------	------	-----------	-------------------	-------

①改組 不明 果支部の改組は十六三十四 ②持高なし ③  
④岡崎署長 十七七 十九一  
瑞穂署長 十九一 廿一

27~27

36

六七八五	竹内 正	三月十日	十八七 廿五	愛知県 一宮、半田 各支所長	特免しない
------	------	------	-----------	-------------------	-------

①設置 一宮十五廿六 ②持高 二年七月十七日 ③  
④一宮署長 十八七 廿六 廿七 半田署長 廿六 廿七 廿八

21~27

37

二八一五八	原 綱彦	七月	十九九 廿三	新渕県 新発田、高田 各分会長	特免しない
-------	------	----	-----------	--------------------	-------

① ②持高なし ③  
④新発田署長 十七七 十九九 廿八 高田署長 廿五 廿七 廿八 廿九  
共、八五占領軍の占領目的を害する行為をなした者により重労働一年  
罰金五、〇〇〇円



38

六四九
五十嵐武治
明二十九
二年 四月半
(大八四一) 廿八五
(武)新潟県 特免しない 高田 長岡各分会長

① 不明  
② 特高係  
③ 高田署長十八、四、一—廿、五、十六  
長岡 廿五、十六—廿一、四

39

四二四七
小黒定治
明三十五
二年 九月
(十八八七七) 廿五、七七
(武)新潟県 特免しない 水原支所長

① 不明  
② 特高係  
③ 敬告部  
④ 水原署長十八、八、十七—廿五、十六  
村松 廿五、十七—廿一、三

97~IV

97 70 IV

六四七
田中元次
明三十二
二年 八月
(十七九十七) 廿五、十七
(武)新潟県 三條、長岡各分会長 特免しない

① 不明  
② 特高係  
③  
④ 三條署長十七、九、十一—十九、八、八  
長岡 十九、八、九—廿五、十六  
東新潟 廿五、十七—廿一、



武徳会関係(二)

三八二六	武田 七磨	三年四月	(武) 島根県 特免しない
三八二六	木次 四郎	三年五月	川本 各支所長

三七七五	難波 徳平	三年四月	(武) 島根県 特免しない
三七七五	今市 洪田 松江	三年五月	各支所長

97~17

① 各支所共正副承認をされた支所とは認められぬ。  
 ② 今市署長十七、廿一、廿八、三十二  
 ③ 松田、松江(警視) ④ 今市署長十七、廿一、廿八、三十二  
 理由 ① 分会長及び支所長としての活動は全然行っていない。  
 ② 分会長に要請されたことは絶対ではない。  
 ③ 武徳会が改組と同時に島根県支部も末端組織の分会も自然解消

97子17

三八二六	東 徳太郎	三年四月	(武) 島根県 特免しない
三八二六	西郷 大田 益田	三年五月	各支所長

改組後短期

三六七八	児 五 彌	三年四月	(武) 島根県 特免する
三六七八	大社 益田 各支所長	三年五月	大社 益田 各支所長

短期

三八二五	荒木 義近	三年四月	(武) 島根県 特免する
三八二五	浦郷 三成 各支所長	三年五月	浦郷 三成 各支所長

① 浦郷 三成 各支所長  
 ② 浦郷 三成 各支所長  
 ③ 浦郷 三成 各支所長  
 ④ 浦郷 三成 各支所長



短期

6

三、八、二四	藤岡政市	一月十日	(十九、二五)	(武) 島根県 木次支所長 行免する
--------	------	------	---------	--------------------------

① 改組について正式承認は、六月十日、  
② 三年八月、  
③ 敬告部  
④ 木次署長十九、二五—廿、一

短期

7

三、八、二二	西村國次	三月十日	(廿、二七)	(武) 島根県津和野分会長 支部理事 特免する
--------	------	------	--------	-------------------------------

① 改組は正式承認は、六月十日、  
② 敬告部  
③ 敬告部  
④ 津和野、  
⑤ 三年四月十六日

三、九、六、六	山本鶴	五月廿二日	(廿、二七)	(武) 島根県 今市、松江各支所長 特免しない
---------	-----	-------	--------	-------------------------------

① 各支所、  
② 敬告部  
③ 敬告部  
④ 九、廿六日

剣道部長

97~IV

三、八、〇、二	佐藤平兵衛	三月廿二日	(廿、二七)	(武) 島根県 理事、剣道部長 特免する
---------	-------	-------	--------	----------------------------

① 敬告部  
② 敬告部  
③ 敬告部

三、七、七、二	木村元吉	三月廿二日	(廿、二七)	(武) 島根県 平田支所長 特免しない
---------	------	-------	--------	---------------------------

① 敬告部  
② 敬告部  
③ 敬告部

三、七、七、四	榎内勇	三月十四日	(廿、二七)	(武) 島根県 川本、安来各支所長 特免しない
---------	-----	-------	--------	-------------------------------

① 敬告部  
② 敬告部  
③ 敬告部

三、七、七、一	川本正次	三月十四日	(廿、二七)	(武) 島根県 川本、安来各支所長 特免しない
---------	------	-------	--------	-------------------------------

① 敬告部  
② 敬告部  
③ 敬告部

三、七、七、二	安来	三月十四日	(廿、二七)	(武) 島根県 川本、安来各支所長 特免しない
---------	----	-------	--------	-------------------------------

① 敬告部  
② 敬告部  
③ 敬告部



12  
三七七二 戸谷光弘 一月十日 (十九、二十五) 江津支所長 特免しない

13  
三七七〇 渡邊 明三十八 一月十日 (十八、廿三) 江津、大田 各支所長 特免しない

14  
二〇六二〇 佐野牛次郎 一月十日 (十七、廿) 三成、温泉津 各支所長 特免しない

17~17  
改組の正式承認なし  
警察部 警察部長 大田 安来 各支所長  
温泉津 十九、廿五、廿九、九、十六  
敬告部 敬告部長 大田 安来 各支所長 廿八、廿一

改組後短期  
15  
一八四八 足立満次郎 一月十日 (十二、廿五) 島根県 特免する

16  
三七七三 大田 安来 一月十日 (九、廿三) 島根県 特免しない

17  
三八〇六 柔道部長 一月十日 (八、廿一) 柔道部長 特免する

18  
四三八〇 中田五平 一月十日 (六、廿) 島根県理事 柔道部長 特免しない

○島根支所 改組十八、廿一

○改組

○改組

○改組

○改組



19  
三二二六 井口 運平 二年五月廿六日  
① 飯田十、八、十一、四  
② 飯田署長十七、七、一—十九、十、廿六  
③ 特高  
長野県 特免しない

20  
一三一八六 中島 建男 三年四月廿五日  
① 南安曇の改組十八、十一、十三  
② 特高三年五月廿六日  
③ 警部 警現(上田署長の時より)  
④ 豊田署長十七、三、五—十八、三、四  
⑤ 上田 十九、七、廿八—廿一、三、廿七  
長野県 特免しない

柔道部長  
21  
二九八一 大塚 富之輔 二年九月半  
① 講道館柔道七段  
② 整骨師(現任)  
友部 柔道部長 特免する

97~100  
講道館柔道七段  
整骨師(現任)

97~100  
22

二九三九 大久保 貞夫 三年十五日  
① 岡谷十八、十、廿一  
② 特高五年九月  
③ 諏訪 十九、十、廿七—十九、十、廿七  
長野県 特免しない

23  
一八二八 渡邊 喜與己 一年六月十一日  
① 軽井沢十八、十、三  
② 特高三年九月廿六日  
③ 警部  
④ 軽井沢署長十九、四、廿—廿、三、廿六  
小諸 廿七、十、廿—三十一、三、十七  
長野県 特免する

24  
二二五九 福澤 正一 一年九月十七日  
① 和田十八、十、廿八  
② 和田署長十七、二、廿七  
③ 飯山 廿七、一、廿六—三十一、三、三  
長野県 特免しない

① 和田十八、十、廿八  
② 和田署長十七、二、廿七  
③ 飯山 廿七、一、廿六—三十一、三、三







31  
一五三九  
近藤 藤準 (一)  
明三十三  
二年  
六月廿四日  
(十七、三、廿二)  
(十七、六、廿)  
(十八、五、廿)  
(廿、七、十六)  
(武) 長野 輝  
下伊那、長野各支所長  
特免しない

32  
K  
四四丸山和夫  
明三十三  
三年  
(十七、八、廿七)  
(十八、八、廿五)  
(武) 長野 輝  
白河、福島、須坂各支所長  
特免しない

91-14  
33  
二七〇五  
上條 武藏  
明三十五  
二年  
三月廿日  
(十八、八、廿七)  
(武) 長野 輝  
阿南、富原、屋代各支所長  
特免しない

91-14  
34  
一七三五  
細 笠 復 司  
明三十三  
二年  
三月廿日  
(十七、七、一)  
(十五、十、廿六)  
(武) 長野 輝  
伊那支所長  
特免しない

改組後短期  
35  
一六四  
高橋 壯  
明三十三  
一年  
十月十日  
(十七、三、廿二)  
(十八、二、廿六)  
(十九、一、廿五)  
(廿、八、廿五)  
(武) 長野 輝  
諏訪、松本、長野各支所長  
特免する

④の諏訪十八、廿一、松本、十八、廿三、  
上諏訪署長(十六、三、十一、十七、六、廿六)  
④の特高四年七月  
④の警部  
④の富原署長(十九、十、廿一、廿七、十八)  
④の警部  
④の富原署長(十九、十、廿一、廿七、十八)  
④の警部  
④の富原署長(十九、十、廿一、廿七、十八)



短期

36

一六〇四	野口吉次郎	一年	(十九、二十)	長期に亘り特高署長事務に 従事した
明三十一		五月十日	(廿六、廿五)	(武)石川縣 宇治津支所長

特免しない

37

一三三九	南保	一年	(十九、二十)	(武)石川縣 廣坂支所長
明三十一		五月十日	(廿六、廿五)	

特免する

38

二九六七	田中春	二年	(十八、三三)	(武)石川縣 松任、大聖寺各支所長
明三十一		廿八日	(十九、廿四)	

特免しない

97-14 39

一一五八一	百波善太郎	一年	(十八、三三)	(武)石川縣 宇治津、飯田各支所長
明三十一		四月廿日	(廿六、廿五)	

特免しない

40

一一〇六五	村田孝	一年	(十九、二十)	(武)石川縣 玉川、廣坂各支所長
明三十一		七月十日	(廿六、廿五)	

特免しない

① 玉川十八、三十四 ② 特高署長  
玉川署長(十九、二十四、廿六、廿八) ③ 廣坂署長(十七、廿七、十九、二十、廿三)  
(計あり)

④ 宇治津署長(十七、三十一、十九、二十) ⑤ 飯田署長(十九、二十四、廿五、廿七)

① 十八、十八 特高 一年三月  
廣坂署長(十九、二十四、廿六、廿五) ② 特高署長  
③ 宇治津署長(十八、三三、三十四)  
④ 飯田署長(十九、廿四、廿五、廿六、廿七)